

# 連絡事項

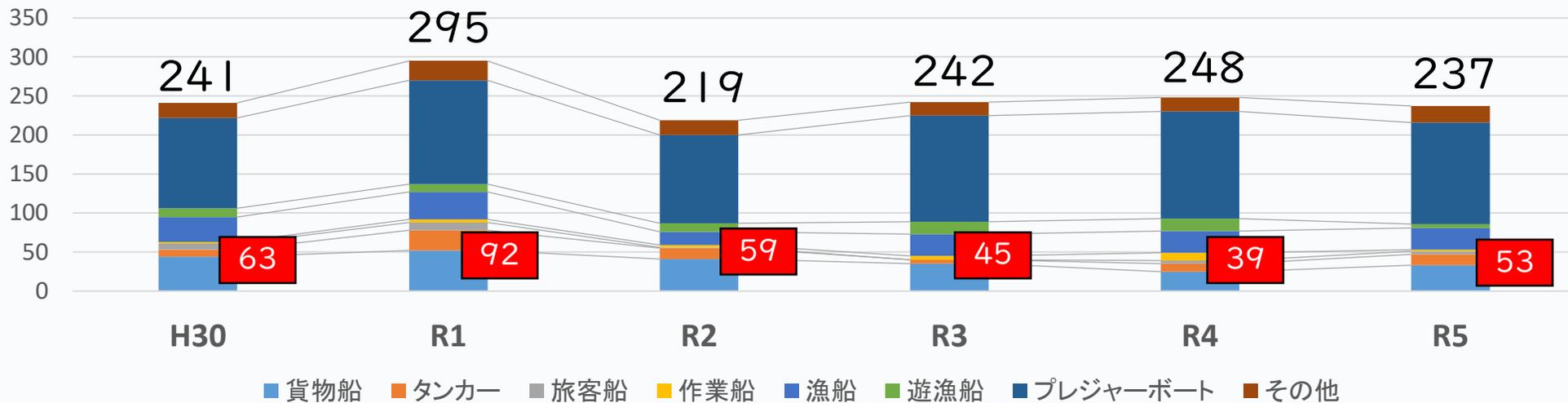
---

第三管区海上保安本部  
交通部

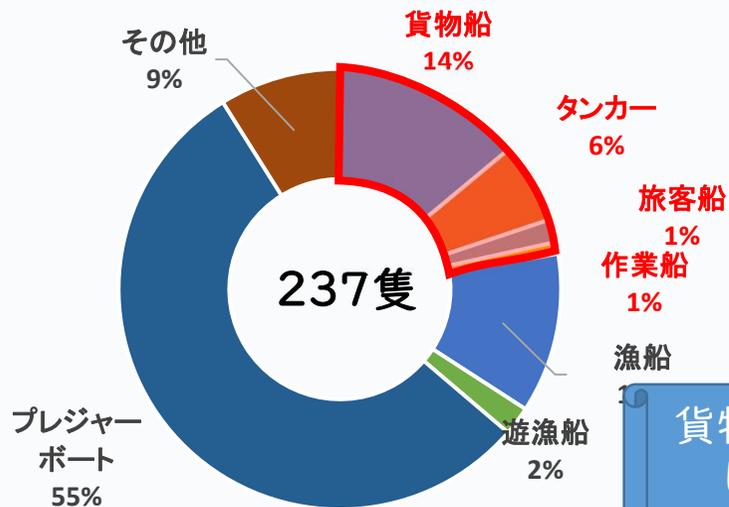
※ 00 貨物船、タンカー、旅客船、作業船の計

## 海難の推移 (暦年)

【単位: 隻】



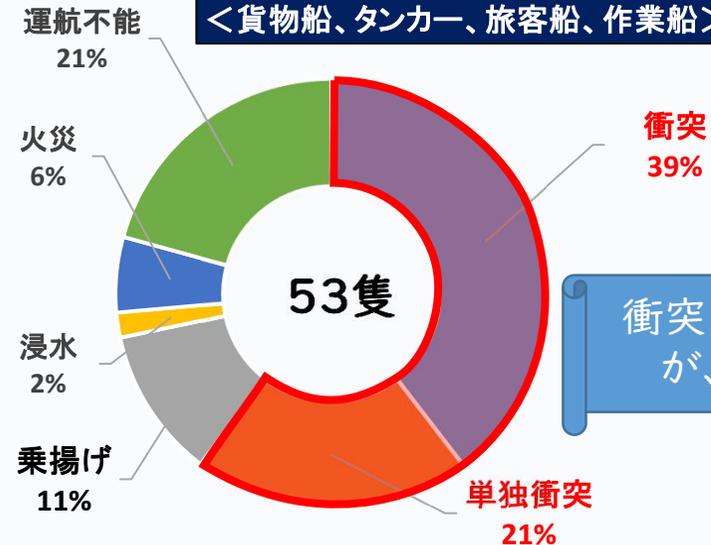
## 船舶の種類別 (R5)



貨物船等の事故は、約20%

## 海難の種類別 (R5)

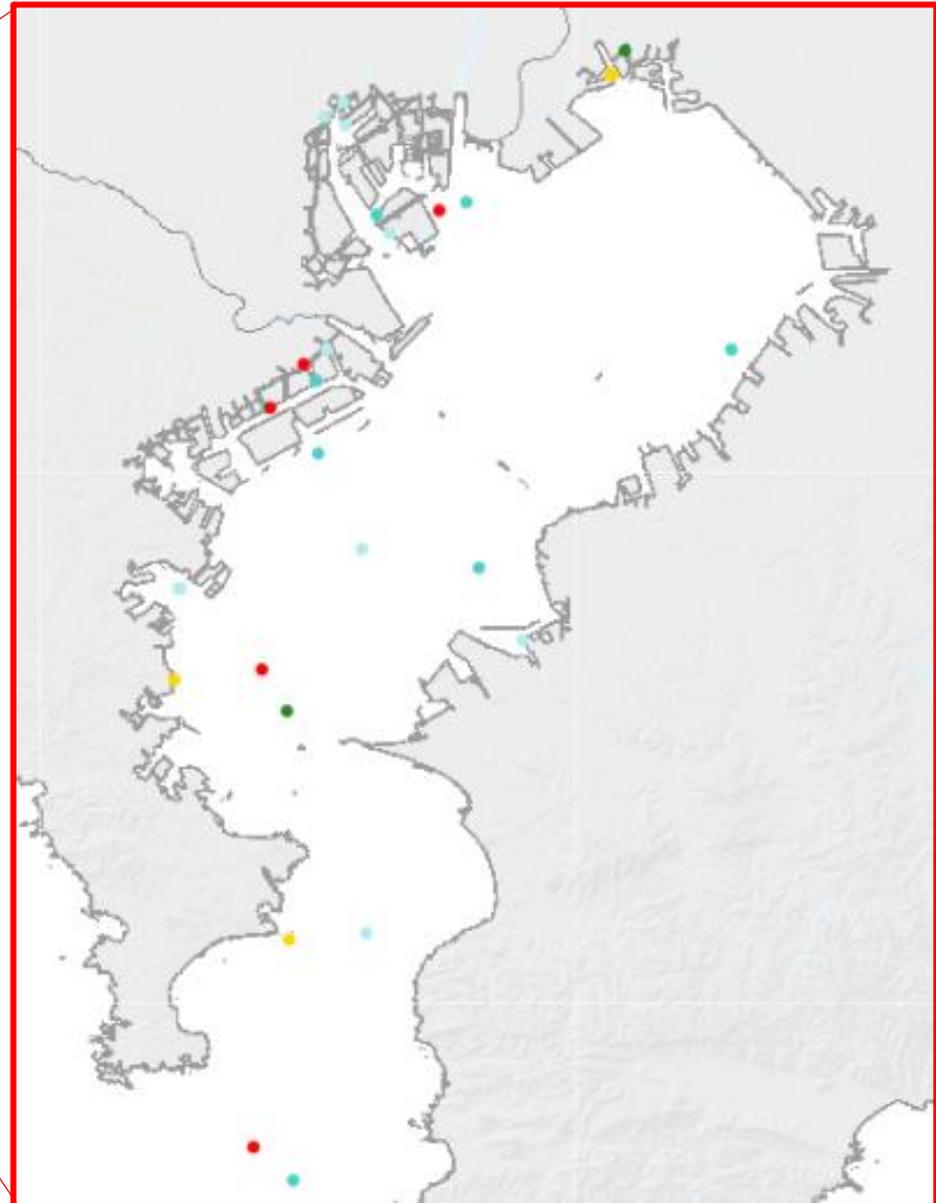
<貨物船、タンカー、旅客船、作業船>



衝突・単独衝突が、約60%

## 貨物船等海難発生状況 (R5)

東京湾



- 衝突
- 浸水
- 単独衝突
- 火災
- 乗揚
- 運航不能

## R3.7.1 海上交通安全法等の一部を改正する法律 施行

～ 令和3年7月1日「改正海上交通安全法」が施行 ～

### 東京湾を対象とした 勧告・命令制度等が 始まります!!

東京湾

～ 東京湾で新たに始まる制度 ～

湾外避難

特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾外への避難等を勧告します。

入湾回避

特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾への入湾回避を勧告します。

走錨防止対策

強風が予想される場合、東京湾アクアライン周辺海域へ走錨対策の強化等を勧告します。

新たな情報提供等

強風が予想される場合、一定の海域へ東京湾海上交通センターから情報提供等を行います。

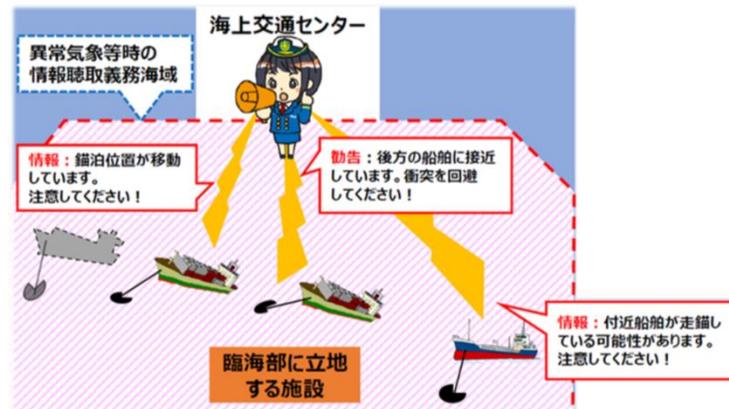
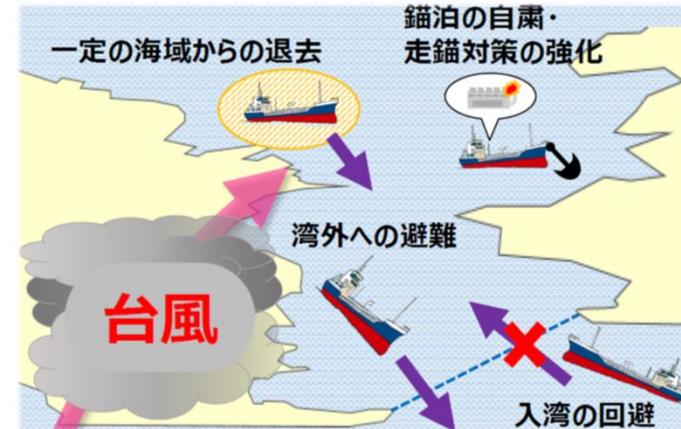
特に勢力が強い台風など

第三管区海上保安本部

湾外避難

入湾回避

走錨対策強化



情報提供等

## ☑ 湾外避難の勧告

東京湾\*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾\*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

### ☞ 高リスク船等\*2

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾\*1外の海域へ避難すること。

### ☞ 高リスク船等\*2以外の船舶

東京湾\*1外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

## ☑ 入湾回避の勧告

東京湾\*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾\*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

### ☞ 高リスク船等\*2

勧告発令以降、東京湾\*1への入湾を回避すること。

### ☞ 高リスク船等\*2以外の船舶

台風の強風域が東京湾\*1に到達する12時間前以降、東京湾\*1への入湾を回避すること。

## \*1 東京湾

- 千葉県洲崎灯台から神奈川県劔埼灯台まで引いた線以北の海域

## \*2 高リスク船等

- 長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
- 総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- 積荷積載率が10%以下の船舶



## ☑ 走錨対策強化の勧告

東京湾アクアライン周辺海域\*3において平均風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。

### ☑ 東京湾アクアライン周辺海域\*3へ錨泊する船舶

- VHF16chの常時聴守、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

\*3 東京湾アクアライン周辺海域(走錨対策強化海域)

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域(東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く)



## ☑ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

各対象海域\*4において、走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。

東京湾海上交通センターから、対象海域\*4に錨泊・航行等する対象船舶\*4に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

\*4 対象海域及び対象船舶

- LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域、総トン数500トン超の船舶
- 東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里円内の海域、長さ50m以上の船舶



## 海の安全運動

「海の安全運動」は、海の安全運動推進連絡会議を中心に、官民一体となって海難防止の啓発活動に取り組むものです。

毎年、マリンレジャーを主な対象とした「春・夏・秋の事故ゼロキャンペーン」と一般船舶等を対象とした「霧・台風海難ゼロキャンペーン」を展開しています。

海の事故を防ぐため、みなさんも海の安全について考えてみませんか。目指せ海の事故ゼロ!!



### 2024年 海の安全運動キャンペーン期間

春の事故ゼロキャンペーン 2024.4.17 ☉ ▶ 5.6 ☉

霧海難ゼロキャンペーン 2024.5.11 ☉ ▶ 5.31 ☉

台風海難ゼロキャンペーン 2024.6.10 ☉ ▶ 6.30 ☉

夏の事故ゼロキャンペーン 2024.7.16 ☉ ▶ 8.31 ☉

秋の事故ゼロキャンペーン 2024.10.1 ☉ ▶ 10.10 ☉

### ウォーターセーフティガイド

ウォーターアクティビティ（海辺でのレジャー活動）を安全に無事故で楽しむための総合情報サイトです。



※イメージ図です

ウォーターセーフティガイド で 検索

アクティビティ別の安全情報

地域のローカルルール

アクティビティに関するコラム

等々……



### 海の安全情報

全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、海に関する緊急情報などを提供するサイトです。



※イメージ図です

海の安全情報 で 検索

灯台などで観測した気象現況

気象注意報・警報など

緊急情報

等々……



## 海の安全運動

### 2024

“海の安全”

～ひとりひとりが考えよう～



海上保安庁への緊急通報 **118** 番



海の安全運動推進連絡会議  
第三管区海上保安本部 (公社)東京湾海難防止協会



## 海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部  
(公社)東京湾海難防止協会



日本海事センター  
補助事業

# 東京湾海上交通センターにおける 航路通報等の受付期間と 受付開始時刻を変更します

従来航路ごとに定められていた東京湾海上交通センターでの航路通報等(海上交通安全法に基づく航路通報及び港則法に基づく事前通報をいう。)の受付期間と受付開始時刻について、以下の表のとおり統一することにより、船舶代理店等の業務負担軽減等を図ります。航路通報等を行う関係者様にあってはご協力をお願いいたします。

### ○対象の航路通報等

通報名(航路名)	現状	変更後
航路通報(浦賀水道航路・中ノ瀬航路)	航路入航予定日の14日前の午前零時	航路入航予定日の7日前の午前10時
事前通報(千葉航路・市原航路)	航路入航予定日の6日前の午前零時	
事前通報(東京東航路・東京西航路)	航路入航予定日の3日前の午前零時	

※川崎航路、京浜運河、鶴見航路及び横浜航路は現状から変更ありません。  
※年末年始及びゴールデンウィークにおいては受付期間を延長します。

### ○受付期間等変更日時

## 令和6年8月28日(水) 午前10時から

※システムメンテナンス等のため、8月28日当日に航路通報等(変更通報を除く。)を受付できない時間帯がありますのでご注意ください。

8月28日午前零時から8時59分まで	通報できます
8月28日午前9時00分から9時59分まで	通報できません(変更通報を除く)
8月28日午前10時以降	通報できます (変更後の受付期間)

※以後、毎日午前10時以降に7日後までの航路通報等を通報することができます。